

令和7年度

野田市 中小企業資金融資 のご案内

特色

- ☆ 利子補給制度により実質金利は0.7～1.4%
- ☆ 融資の手続きは一切無料

お気軽にご利用ください。

〒278-8550

野田市鶴奉7-1

野田市自然経済推進部商工観光課

TEL 04-7123-1085

1. 申し込み資格

- (1) 市内に店舗・工場・事務所・営業所等がある中小企業の法人・個人
- (2) 市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいること
- (3) 市税を完納していること
- (4) 千葉県信用保証協会の保証が受けられる業種であること

☆ 中小企業の資格

中小企業とは、下記の資本金・従業員数のいずれかが該当するものです。

業種別	資本金	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

☆ 対象とならない主な業種は以下のとおりです。

- ・農林漁業
- ・風俗営業飲食業（食事の提供を主たる目的とするもの、及び風俗営業飲食業保証に該当する者を除く）
- ・土地売買業
- ・特殊浴場業のうち風俗関連業
- ・パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、競輪・競馬予想業、娯楽のうち風俗関連営業
- ・興信所のうち専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの
- ・労働者募集事業、内職周旋業、集金業、取立業
- ・宗教、学校法人

※ 許認可が必要な業種を営んでいる方は、許認可を受けていることが対象の要件となります。

2. 資金の使途・目的

融資の対象となる資金は、事業経営に必要な運転及び設備資金ですので、生活・住宅・投機等の目的での申し込みは出来ません。

資金名	概 要
運転資金	商品や資材の仕入れ、手形、買掛金決済等に必要な資金。
設備資金	機械、業務用車輛の購入や工場、事務所の増改築等各種設備導入のための資金。 <u>※車輛のうち、乗用車の購入費用は原則としてお取り扱いできません。</u>
工場移転資金	市内の住工混在地域に立地している中小企業の工場の生産性効率化と併せて、生活環境保全を図るため本市内の工業地域または工業専用地域内に、工場の全部を移転するための設備資金。
特別小口事業資金	従業員数が20人（サービス業は5人）以下の個人事業で、市民税の所得割の金額がある場合に利用できます。保証人は不要となります。使途は運転資金と設備資金の2種類です。 <u>※特別小口資金は、他の融資資金と併用できません。</u>
公害防止施設資金	大気汚染、騒音・振動防止、廃棄物削減等公害防止のために必要な設備導入のための資金。

3. 資金の種類

(令和7年4月1日現在)

資金名	融資限度額	期間	保証人(※1)	金利	利子補給率	実質金利
運転資金	1,500万円	5年	1人以上	1年以内	年1.5%	1年以内 0.7%
設備資金	2,500万円	7年		1～3年 2.2%		1～3年 0.9%
工場移転資金	5,000万円 組合8,000万円	7年		3～5年 2.4%		3～5年 1.0%
特別 小口	1,250万円	5年	なし	2.5%		5～7年 1.4%
運転 設備	1,250万円	7年		5～7年 2.9%		
公害防止 施設資金	2,000万円	7年	1人以上		年3.0% 以内	年0.1% (※2)

※1. 原則として保証人または担保が必要となりますが、「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書（金融機関作成）の提出により不要となる場合があります。特別小口資金につきましては、原則保証人不要です。

※2. 公害防止施設資金の金利から利子補給率を差し引いた数字が0.1%以下となる場合、実質金利は0.1%となります。

4. 連帯保証人及び担保

①千葉県または隣接都県内に居住し、独立して生計を営んでいる方

②保証能力のある方

③市町村税を完納している方

※原則として保証人または担保が必要となりますが、「金融機関との連携により
経営者保証を不要とする取扱い」確認書（金融機関作成）の提出により不要
となる場合があります。特別小口資金につきましては、原則保証人不要です。

5. 利子補給

融資利用者の金利負担を軽減するため、利用期間中の利子の一部を補給します。融資の返済終了まで毎年、市から利子補給金の交付を受けることができます。年末に利子補給金申請書を送付しますので、所定の手続きをお願いします。

6. 提出書類

	項目	個人	法人	交付場所	注意点
1	信用保証委託申込書	○	○	金融機関	
2	納税証明書 (原本)	○	○	収税課	・領収書・納付書は不可 ・過年度分含め全税目未納がない ことを証明するもの ・ <u>市県民税、法人市民税、固定資 産税・都市計画税、軽自動車税、 のうち該当税目</u>
3	印鑑証明書 (原本)	○	○	個人：市民課 法人：法務局	
4	「経営者保証に關するガイドライン」等に係るご説明		○		
5	住民票 (原本)	○		市民課	
6	商業登記簿謄本 (原本)		○	法務局	市役所でも取ることができます
7	確定申告書 (写・2年分)	○			税務署の受付印のあるもの
8	決算書 (写・2期分)		○		税務署の受付印のあるもの
9	試算表	○	○		決算後6ヶ月以上経過した場合
10	その他必要書類	○	○		必要の都度お願いします
11	評価証明書 (原本)	※	※	課税課	土地・建物を有している場合
12	受注明細票	※	※		建設業・製造業の場合
13	許認可登録書 (写)	※	※		許認可を必要とする場合
14	見積書・カタログ等	※	※		設備資金の場合
15	宣誓書	※	※		飲食業・建設業で必要とする場合
16	確認書	※	※		取扱金融機関で作成

※は、注意点に該当する場合に提出していただきます。

「保証人または担保が必要な場合」

提出書類については、取扱金融機関にご相談ください。

☆保証人の提出書類

- ①印鑑証明書 ②納税証明書 ③評価証明書

☆担保付融資の提出書類（取扱金融機関で用意してください）

- ①担保物権明細書 ②公図

☆設備資金で、建物の増改築の場合（内装のみも含む）

- ①建築確認通知書（新築、10㎡以上の増改築）
②賃貸の場合、賃貸契約書及び改装承諾書
③店舗の増設の場合、今後の収支見込書

7. 取扱金融機関

千葉銀行 野田支店	(7 1 2 4)	4 1 1 1
千葉銀行 川間支店	(7 1 2 9)	6 0 1 1
千葉銀行 関宿支店	(7 1 9 8)	4 4 1 1
千葉興業銀行 野田支店	(7 1 2 5)	2 1 1 1
千葉興業銀行 梅郷支店	(7 1 2 5)	4 1 0 1
京葉銀行 野田支店	(7 1 2 5)	6 6 1 1
京葉銀行 川間支店	(7 1 2 7)	2 6 1 1
東京ベイ信用金庫 野田支店	(7 1 2 5)	3 1 1 1
東京ベイ信用金庫 関宿支店	(7 1 9 8)	0 1 1 1